

# 上峰町下水道新規加入について

担当課：上峰町役場 建設課 管理係

## ◆上峰町下水道の新規加入については、下記のとおり条例で定められています。

「上峰町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」

第17条 町長は、供用開始後施設の処理能力の範囲内において、新規加入を認めることができる。

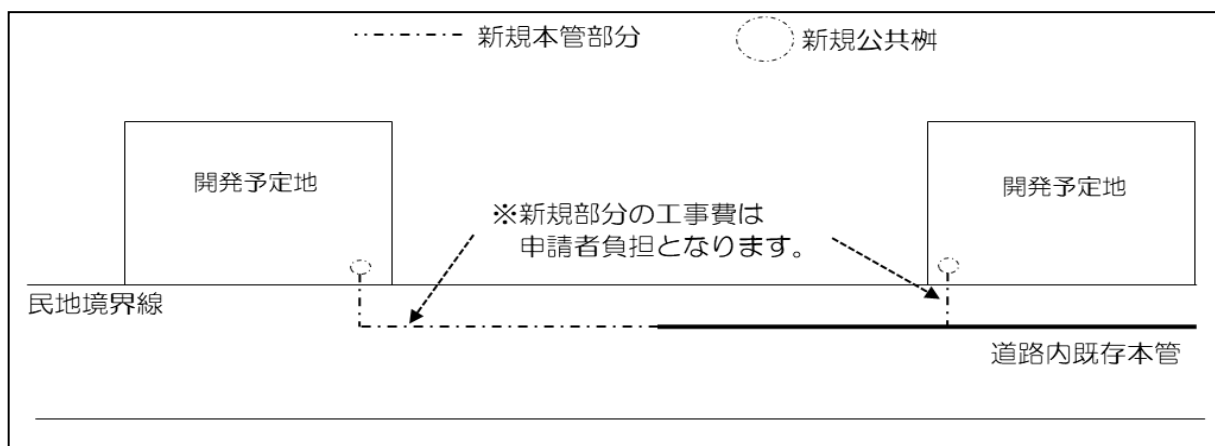
第18条 新規加入金の額は別表第4に定めるところによる。

別表第4（第18条関係）

一般住宅	200,000円
借家、集合住宅等	部屋数、階数等により異なりますので、町に確認してください。

## ◆加入申込については、下記の事項を承諾の上、申請してください。

- ① 既存本管から新規公共枿までの接続工事については、新規加入申請者が工事業者と直接契約して施工させ、費用については新規加入申請者が負担すること。



- ② 工事業者の指定は無いが、新規加入申請時に工事業者責任者の下水道排水設備工事責任技術者試験合格証等の写し等を添付すること。
- ③ 公共枿の設置工事については、新規加入金を完納した後、工事を行うこと。
- ④ 接続後は公共枿から本管までの維持管理は町が行うが、公共枿に接続している宅内側の污水配管については、受益者（申請者）が維持管理を行うこと。
- ④ 宅内污水配管の施工については、別途施工前に宅内配管工事開始届により申請すること。
- ⑤ 下水道使用開始後は、条例で定める使用料を納入すること。
- ⑥ 量水器設置の可否を事前に確認すること。

◆新規加入金納入場所	上峰町役場	出納室
	佐賀県農協	各支所
	佐賀銀行	各支店
	佐賀共栄銀行	各支店

申請者

上峰町建設課

申請書の作成

提出書類

- ①農業集落排水処理施設事業受益者申告書
- ②位置図
- ③公共柵設置平面図・縦断図・字図
- ④公共柵取付図
- ⑤工事見積書
- ⑥量水器設置届出書（設置が必要な場合）
- ⑦同意書（共有名義の場合）

申請書の提出

申請者の審査

新規加入金の支払

新規加入金納付書の送付

公共柵設置工事の開始

公共柵設置工事の許可

公共柵設置工事の完了報告と町有地内に管を設置した場合は、「下水道施設移管願」と完成写真を提出してください。

工事完了検査

引き続き宅内污水配管を接続して使用を開始する場合は、宅内配管工事開始届を提出してください。